

指定小児慢性特定疾病医療機関について

I 指定小児慢性特定疾病医療機関の要件

(1) 以下の①②の要件を満たすこと

①-1 保険医療機関であり、標榜科が示されていること。

①-2 薬局にあつては、保険薬局であること。

①-3 訪問看護ステーションにあつては、指定訪問看護事業者が行う事業所であること。

②専門医師の配置、設備の状況から、小児慢性特定疾病に係る医療の実施につき十分な能力を有する医療機関であること。

(2) 以下の欠格要件に該当しないこと（児童福祉法第19条の9第2項各号）

○申請者が拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき

○児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律（医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法（第12条の5第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。）、難病の患者に対する医療等に関する法律、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。 など

II 指定小児慢性特定疾病医療機関の責務等

○厚生労働大臣が定めるところにより、良質かつ適切な小児慢性特定疾病に係る医療を行うこと。

○診療方針は、健康保険の診療方針の例によること。

○小児慢性特定疾病に係る医療の実施に関し、大分県知事の指導を受けなければならないこと。

III 指定の効力

○大分県知事から「指定小児慢性特定疾病医療機関」の指定を受ければ、他の都道府県等が認定した受給者証所持者にも医療を行うことができる。

IV 指定の有効期間

- 指定小児慢性特定疾病医療機関の有効期間は、指定の日から6年間。指定を継続して受ける場合は、更新手続きが必要。

V 指定の申請手続

- 申請先は、医療機関の所在地を管轄する大分県知事あて申請すること。
- 「指定小児慢性特定疾病医療機関」指定申請書様式を使用し、必要事項を漏れなく記載、押印するとともに、必要な書類（役員名簿）を添付すること。

VI 申請事項の変更届出等

- 指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者等は、指定申請書に記載した事項のうち、下記の事項について変更があった場合は、変更のあった日から10日以内に届け出ること。
 - ①医療機関の名称及び所在地
 - ②標榜している診療科名（病院・診療所の場合のみ）
 - ③開設者の住所（又は所在地）及び氏名（又は名称）
 - ④役員の職名及び氏名（開設者が法人の場合）
- 指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者等は、下記の場合には速やかに届け出ること。
 - ①当該医療機関の業務を休止し、廃止し又は再開したとき。
 - ②医療法等による処分を受けたとき。

VII 指定の辞退

- 指定小児慢性特定疾病医療機関は、一月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

VIII 知事の監督等

- 大分県知事は、必要があると認めるときは、医療機関の開設者等に対し報告や診療録等の提出等を命じ、出頭を求め、又は職員に、関係者に対し質問させ、診療録等につき検査させることができる。
- 大分県知事は、指定小児慢性特定疾病医療機関が、療養担当規程又は診療方針に従っていないときは、当該医療機関の開設者に対し期限を定めて勧告することができる。
- 大分県知事は、指定小児慢性特定疾病医療機関が、診療方針等に違反したとき、医療費の不正請求を行ったとき、命令に従わないとき等は、指定の取り消し等を行うことができる。

IX 指定小児慢性特定疾病医療機関の公表事項

- 指定小児慢性特定疾病医療機関については、大分県のホームページなどで下記の事項を公表する。
 - ①指定小児慢性特定疾病医療機関の名称及び所在地 等